

令和8年5月25日（月）

資料2

令和8管理年度TAC設定に関する意見交換会

ベにずわいがに日本海系群（知事許可水域） の資源管理について

1. TAC管理開始までの経緯
2. ステップアップ管理
3. ステップ2での配分
4. 試行目安数量
5. スケジュール
6. 参考

水産庁

1. TAC管理開始までの経緯

令和5年5月22日	資源管理手法検討部会
令和7年1月20日	第1回ステークホルダー会合
令和7年3月24日	第2回ステークホルダー会合
令和7年5月27日	TAC意見交換会
令和7年9月1日	TAC管理（ステップ1）開始

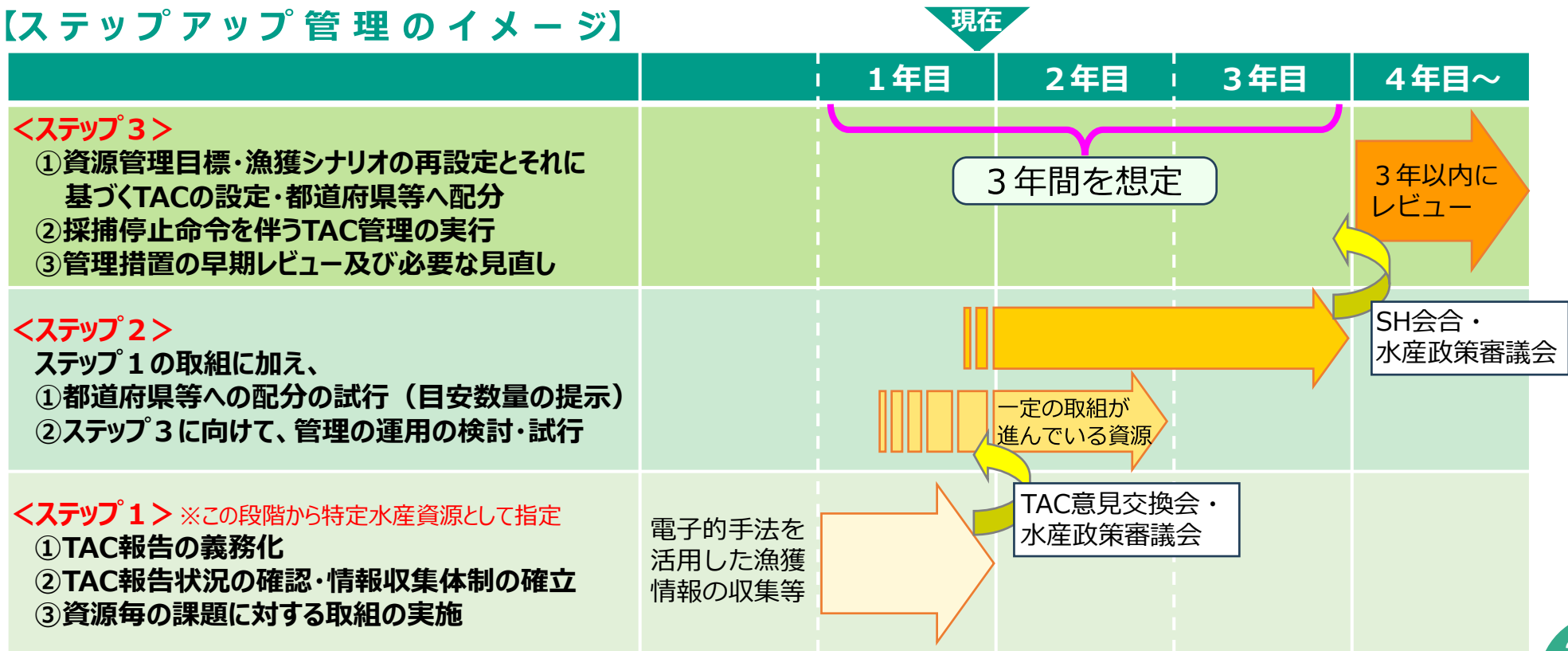
【第2回ステークホルダー会合とりまとめ】

1. 資源管理の目標、漁獲シナリオ、管理方法、管理の対象範囲、管理期間、今後のスケジュールについて、提案の内容で、令和7年9月からのTAC管理（ステップ1）開始に向けて準備を進める。
2. 管理の工夫や適切な管理期間の設定等について、ステップアップ期間を通じて検討を行う。
3. 資源評価において、震災の影響をどのように考慮するかについて検討を行う。
4. TACの配分において、震災の影響や自主的資源管理の取組をどのように考慮するかについて検討を行う。
5. 2系ルールの改善及び1系ルールの移行に向けて、必要なデータ、情報について整理するとともに、漁業者が収集するデータの活用を含め、引き続き検討を進める。

2. ステップアップ管理①

- ▶ 新たなTAC資源については、通常のTAC管理への移行までのスケジュールを明確にした上で、TAC管理導入当初は柔軟な運用とし、課題解決を図りながら段階的に順次実施する「ステップアップ管理」を導入。
- ▶ べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）については、ステップ1を令和7管理年度から開始。
- ▶ ステップ2は、令和8管理年度から開始することを想定し、令和9管理年度中にステップ2までの取組に十分な進展があった場合に、令和10管理年度からステップ3の開始を目指す。

【ステップアップ管理のイメージ】



2. ステップアップ管理②

	ステップ1	ステップ2	ステップ3
資源管理の目標	<ul style="list-style-type: none"> 漁業法第12条第1項第1号に基づく目標（漁業の実態等も考慮した目標も含む） 		<ul style="list-style-type: none"> これまでに得られた情報を基に更新した資源評価に基づき設定
漁獲シナリオ	<ul style="list-style-type: none"> 資源管理の目標を達成する漁獲シナリオを選択 		<ul style="list-style-type: none"> 新たな資源管理の目標に基づく漁獲シナリオを選択
TACの設定	<ul style="list-style-type: none"> 漁獲シナリオから導かれるABCの範囲内で設定 		<ul style="list-style-type: none"> 左に同じ
TACの配分	<ul style="list-style-type: none"> 実質的に国一括の管理とし、具体的な配分数量は設定しない ただし、都道府県に対し、今後、具体的な管理を行うために参考となる数量を提示 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県等への配分の試行を実施（自主的な資源管理の取組内容を含む漁業の実態や資源の特性に応じた配分ルール等の検討を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> 配分ルールに基づき、都道府県等へ配分（漁獲量上位8割に含まれる場合は数量明示、それ以外は現行水準とする）
漁獲が積み上がった場合の対応	<ul style="list-style-type: none"> 法第33条に基づく「採捕停止命令」は行わないこととする（※1） 	<ul style="list-style-type: none"> 法第33条に基づく「採捕停止命令」は行わないこととする。ただし、「採捕停止命令」の発出の仕方を検討（※1） 	<ul style="list-style-type: none"> ステップ2までの結果を踏まえ、法第32条及び第33条に基づく「助言・指導・勧告、採捕停止命令」を実施
自主的な資源管理	<ul style="list-style-type: none"> 従前から行われている自主的な取組を引き続き実施しつつ、利用可能な科学的知見を基に、その効果を検証 		<ul style="list-style-type: none"> 自主的な資源管理の効果の検証を踏まえ、管理の工夫に反映
魚種毎の課題に対する取組	<ul style="list-style-type: none"> 資源の特性や漁業の実態を踏まえて、関係者間で、通常TAC管理導入に当たっての課題を整理し、ステップ2までの間に十分な進展を得ることとする ステップ3へ移行する前にSH会合を開催して、ステップ2までにおける取組状況等について意見交換 		<ul style="list-style-type: none"> 導入された運用等により課題解決が図れているかを検証 必要に応じ運用の改良等を検討

※1：漁獲実績を積み上げるために明らかに漁獲努力量を増やしている等、TAC管理の趣旨に逆行するような操業が見られる場合には、ステップアップ管理の取組を適切に進める上で必要な助言・指導等を行うものとする。

※2：ステップアップ管理を含む新たな資源管理の推進にあたっては、関係する漁業者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

3. ステップ2での配分

「試行水準」の設定

法制度上の扱いとして、都道府県別漁獲可能量について「試行水準」として設定する。

「試行目安数量」の算出の基準

「試行水準」を設定した場合の、管理を行う目安として提示する「試行目安数量」としては、令和4年（2022年）から令和6年（2024年）までの毎年の漁獲実績の比率の平均値を用いる。

- ※ 漁獲実績の比率の計算には、農林水産統計の漁獲量から大臣許可漁業の漁獲量（水産庁調べ）を差引きした数値を使用。
- ※ 試行目安数量は、漁獲可能量に漁獲実績の比率を乗じ、0.1 の位を四捨五入した数値。

4. 試行目安数量

- ▶ ステップ2は、ステップ1の取組を継続しつつ、漁獲可能量による管理について、法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量の試行的な配分等を行う段階とし、「試行水準」として設定することとする。
- ▶ この場合において、都道府県における管理を行う目安として、TACの全量に過去3か年（令和4年から令和6年まで）の毎年の漁獲実績の比率の平均値を乗じて算出した数量を「試行目安数量」として提示する。
- ▶ 令和8管理年度の「試行目安数量」は下表のとおり。

管理区分	試行目安数量	参考シェア
青森県	261 t	4.23%
秋田県	1,101 t	17.85%
山形県	486 t	7.88%
新潟県	1,177 t	19.09%
富山県	379 t	6.14%
石川県	1,517 t	24.60%
福井県	79 t	1.28%
京都府	0 t	0.00%
兵庫県	1,167 t	18.93%
合計	6,167 t	100.00%

5. スケジュール

時期	事項	具体的な内容等
令和7(2025)年 9月	TAC管理開始 (ステップ1)	管理期間：9月1日～翌年8月末日 ○各府県ごとに、ステップ1の管理を行う。
令和8(2026)年 4月	資源管理基本方針の変更案の パブリックコメント実施	○資源管理方針の変更案について、パブリックコメントを実施
5月	R8管理年度 TAC意見交換会	○令和8管理年度のTAC及び配分の案について意見交換。 ○ステップ1・2の間の検討課題について意見交換。
6月	水産政策審議会資源管理分科会への 諮問・答申	○資源管理基本方針の変更案及びTAC並びに配分の案について諮問・答申。
9月	TAC管理開始 (ステップ2)	管理期間：9月1日～翌年8月末日 ○各府県ごとに、ステップ2の管理を行う。
10月頃	令和8年度 資源評価結果公表	

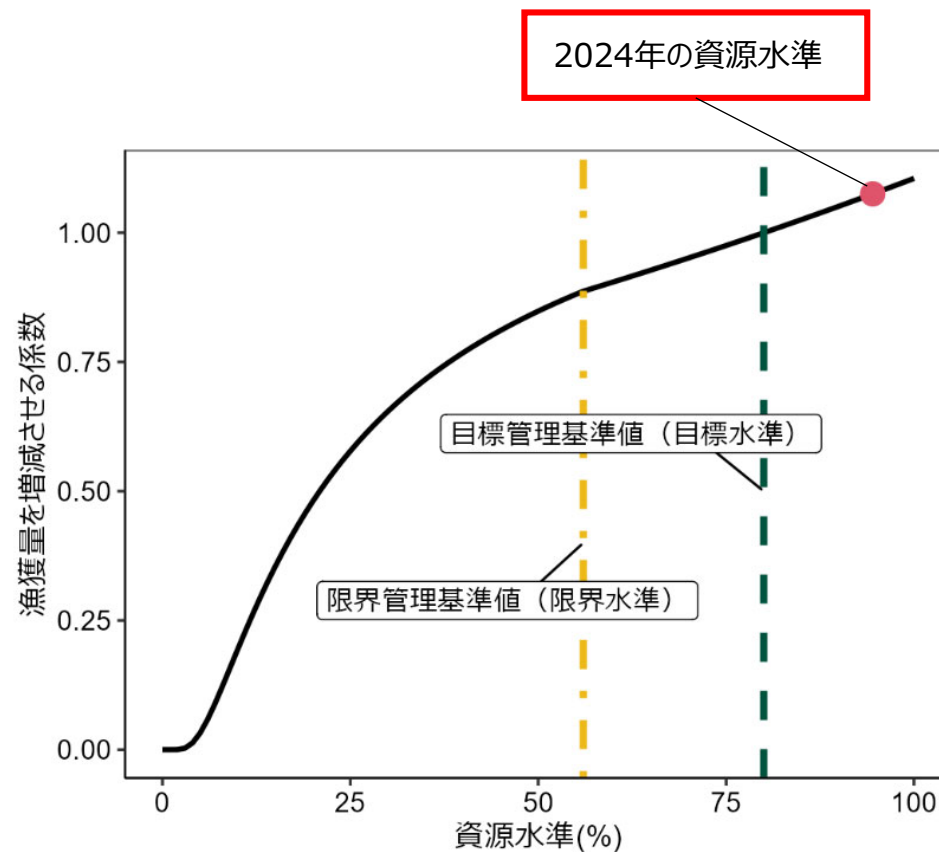
6. 参考

ベにずわいがに日本海系群（知事許可水域）の

- ① 資源管理目標
- ② 漁獲シナリオ
- ③ 管理の対象範囲
- ④ 資源管理基本方針の一部を変更する告示案

参考① 資源管理目標

資源管理の目標等	資源量指標値	資源量水準	漁獲量を増減させる係数
目標管理基準値 〔回復・維持する目標となる資源水準の値〕	464,131	80.0%	1.00
限界管理基準値 〔下回ってはいけない資源水準の値〕	404,250	56.0%	0.887
現状の値 (2024年)	529,801	94.5%	1.08

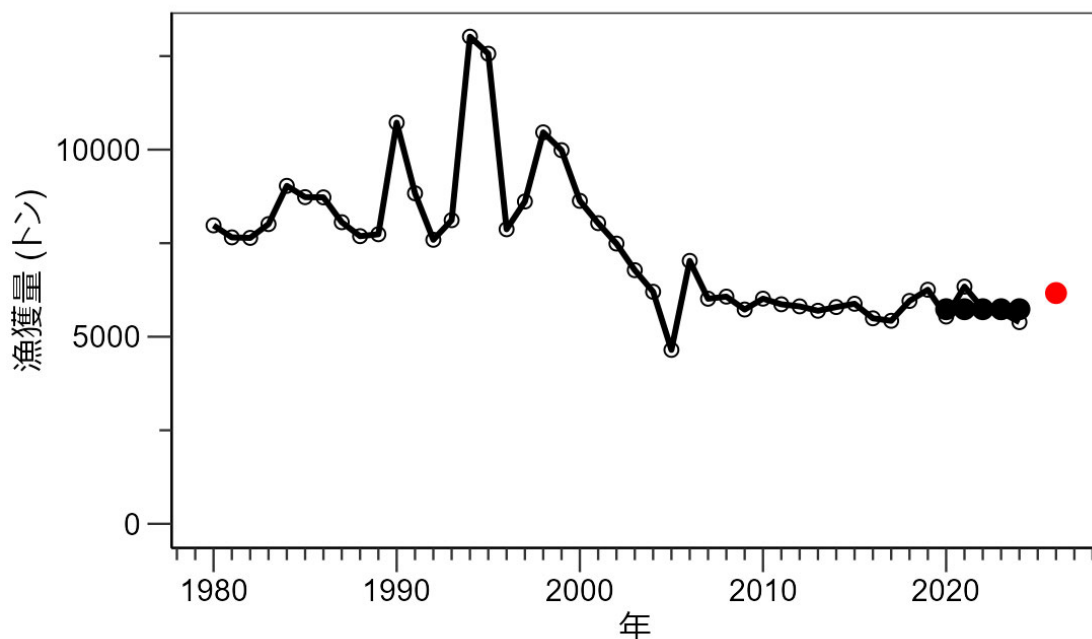


参考② 漁獲シナリオ

- ▶ 直近の資源水準の値と限界管理基準値の大小を比較した結果、及び直近の資源水準の値と目標管理基準値の差に基づき漁獲量を調整する係数を算出する。
- ▶ 直近5年の漁獲実績の平均値に算出した調整係数（1.08）を乗じた値をABCとし、TACは当該値を超えない量とする。

【漁獲量の推移と2026年の算定漁獲量】

● 5年平均漁獲量 ● 2026年のABC



ABCの算定（2026）

直近5年間の平均漁獲量 (2020~2024)	5,735トン
資源量水準から求められた係数 (2024)	1.08
ABC	<u>6,167トン</u>

参考③ 管理の対象範囲

資源評価の対象水域
(ベにずわいがに知事
許可漁業が対象とする
全ての水域) に含まれ
る府県を対象とする。

具体的には、

青森県、秋田県
山形県、新潟県
富山県、石川県
福井県、京都府
兵庫県



参考④ 資源管理基本方針の一部を変更する告示案に係るパブリックコメント

「資源管理基本方針の一部を変更する告示案についての意見・情報の募集について」関係部分抜粋

【変更事項 1】「別紙 2 - 53 ベにずわいがに日本海系群（知事許可水域）」における漁獲可能量の配分の基準等の変更

1 変更の趣旨

- (1) 特定水産資源であるベにずわいがに日本海系群（知事許可水域）については、令和 7 年 9 月から資源管理基本方針第 1 の 2 の(5)の①に定めるステップ 1（漁業者による漁業法第 30 条に基づく漁獲量等の報告体制並びに農林水産大臣及び都道府県知事による漁獲量等に係る情報収集体制を確立するとともに、対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理を実現するための課題を整理し、それらを解決するための取組を行う段階）の取組が行われている。
- (2) 令和 8 年 9 月 1 日から、資源管理基本方針第 1 の 2 の(5)の②に定めるステップ 2（ステップ 1 の取組を継続しつつ、漁獲可能量による管理について、漁業法第 15 条第 1 項第 2 号の都道府県別漁獲可能量及び同項第 3 号の大臣管理漁獲可能量の試行的な配分等を行う段階）に移行するにあたり、「別紙 2 - 53 ベにずわいがに日本海系群（知事許可水域）」について、所要の変更を行う。

2 変更の内容

変更の内容は、別紙 1 のとおり。

(以上)

変更箇所	変更後	変更前
第2 管理年度	9月1日から翌年8月末日まで <u>(ステップ2)</u>	9月1日から翌年8月末日まで <u>(ステップ1)</u>
第6 漁獲可能量の 都道府県及 び大臣管理 区分への配分 の基準等	<p><u>1 法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量及び同項第3号の大臣管理漁獲可能量並びに国の留保について、「試行水準」として設定する。この場合において、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う目安として、2及び3に基づく数量を算出し、「試行目安数量」として提示する。</u></p> <p><u>2 試行目安数量は、漁獲可能量から国の留保を除いた数量に、令和4年（2022年）から令和6年（2024年）までの毎年の漁獲実績の比率の平均値を乗じて算出することを基礎とする。ただし、関係者の間で別段の合意がある場合には、当該合意に基づき算出する。</u></p> <p><u>3 国の留保は、年によって異なる漁場形成の変動等を勘案して定める。なお、ステップ2において国の留保からの配分を行うこととはしないものの、ステップ3以降の取組に向けて、配分の具体的な内容やタイミング等について事前の検討を行うこととする。</u></p>	本則第1の2(5)②のステップ2の取組を開始する際に定める。